

球磨村木造住宅建設補助金交付要項

(趣旨)

第1条 この要項は、定住の促進及び木材利用に関する意識の向上を図ることによる木材利用の促進に寄与するため、優良な国産材を利用して木造住宅を新築した者に対する補助金の交付に関し、球磨村補助金等交付規則(平成3年球磨村規則第1号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)住宅 専用住宅の建物をいう。専用住宅は、居住者自らが所有する住宅とし、賃貸住宅は含まない。
- (2)新築 建築基準法(昭和25年法律第201号)に定めるところにより、更地に新しく建築すること又は既存の建築物のある敷地内に別棟で新しく建築することをいう。
- (3)定住 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第6条第1項に規定する村の住民基本台帳に記録され、5年以上居住することをいう。
- (4)移住者 村外に居住し、本村内に定住の意思をもって、5年以上定住する者をいう。

(補助金の交付対象)

第3条 補助金は、次の各号に該当する者に交付する。

- (1)住宅は、球磨村の区域内に新築をすること。
- (2)新築をする住宅の延床面積は、82.5㎡(25坪)以上であること。
- (3)住宅の建築構造部材として、日本国産材を3.3㎡(1坪)当たり0.5㎡以上使用すること。
- (4)新築における旧材の使用は、2割以下であること。
- (5)住宅完成後5年以上定住する意思のある者であること。
- (6)本村の住民基本台帳に登録されていること。移住者においては、完了実績報告書の提出までに本村の住民基本台帳に登録されていること。
- (7)本人及び世帯員に村税の滞納がないこと。移住者においては、現住所地の自治体において税の滞納がないこと。
- (8)公共団体等から移転補償金又は他制度による補助金等を受けていないこと。

2 この要項の規定により既に補助金の交付を受けた者には、再度の補助金は交付しない。

(補助金の額)

第4条 この要項による補助金の額は、1申請当たり100万円とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、球磨村木造住宅建設補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、工事着手前に村長に提出しなければならない。

- (1)住宅の新築に係る契約書の写し
- (2)住宅の設計書(契約額の内訳が分かるもの)
- (3)住宅の施工図面
- (4)住宅の施工箇所位置図
- (5)村税の滞納がないことの証明書
- (6)その他村長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第6条 村長は、前条に規定する申請書を受理したときは、当該申請に係る書類の審査の上、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 村長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、球磨村木造住宅建設補助金交付決定通知書(様式第2号)又は球磨村木造住宅建設補助金申請却下通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の変更申請)

第7条 申請者は、前条第2項の規定による通知を受けた後、補助事業の内容を変更しようとするときは、球磨村木造住宅建設補助金交付変更承認申請書(様式第4号)に変更の内容が分かる書類を添えて村長に提出し、村長の承認を得なければならない。

2 村長は、提出された前項に規定する申請書の内容を審査し、その結果を球磨村木造住宅建設補助金交付決定変更承認(不承認)通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第8条 申請者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに球磨村木造住宅建設補助事業中止(廃止)届(様式第6号)を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の規定による中止の届出があった場合において、補助事業が適

切に遂行されず完了が困難と認めるときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

3 村長は、第1項の規定による廃止の届出があった場合において、補助事業を完了することができないと認めるときは、補助金の交付の決定を取り消すものとする。

(中間検査)

第9条 申請者は、住宅の建設工事における建築構造部材の状況を目視で確認できる時期に達したときに、球磨村木造住宅建設工事中間検査申請書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて村長に提出し、村長が行う中間検査を受けなければならない。

(1) 木材購入証明書

(2) その他村長が必要と認める書類

2 村長は、上棟のときに中間検査を行うものとし、当該住宅の設計業者及び施工業者並びに申請者の立会いのもとに木材購入証明書、住宅の新築に係る契約書の写し、住宅の施工図面等により行うものとする。

3 村長は、中間検査の結果、当該住宅の建設工事が適切に行われていないと認める場合には、当該住宅の建設工事が適切に行われるよう申請者に指導するものとする。この場合において、申請者が指導に従わないときは、村長は、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(完了実績報告)

第10条 申請者は、補助事業が完了したときは、完了実績報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて、工事完了後30日以内に村長に提出しなければならない。

(1) 新築をした住宅の全体写真

(2) 住民票(世帯全員分)

(3) 当該住宅の登記簿謄本

(4) その他村長が必要と認める書類

(竣工検査)

第11条 村長は、完了実績報告書の提出後14日以内に竣工検査を行うものとし、当該住宅の設計業者及び施工業者並びに申請者の立会いのもとに行うものとする。

(補助金の額の確定)

第12条 村長は、竣工検査の結果、当該補助事業の内容が適正と認めるときは、球磨村木造住宅建設補助金交付確定通知書(様式第9号)により申請者に通知するものとする。

(交付請求等)

第13条 申請者は、補助金の交付を受けようとするときは、球磨村木造住宅建設補助金交付請求書(様式第10号)に次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

(1)補助対象事業に係る領収書の写し

(2)その他村長が必要と認める書類

2 村長は、前項の規定による請求を適当と認めるときは、申請者に対し速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第14条 村長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。第12条の規定による補助金の額の確定通知を行った後においても、同様とする。

(5)虚偽等の不正な手段により補助金の交付を受けたとき

(6)その他村長が不当と認めるとき

2 村長は、第8条第2項若しくは第3項、第9条第3項又は前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、球磨村木造住宅建設補助金交付決定取消通知書(様式第11号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 村長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、申請者に対し、球磨村木造住宅建設補助金返還命令書(様式第12号)により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 村長は、補助金の交付を受けた申請者の属する世帯の全員が補助金の交付を受けた日から5年以内に村外へ転出したときは、当該申請者から補助金の全部を返還させることができる。

(関係書類の管理等)

第16条 申請者は、補助事業に係る経費についての収支の事実を明確にした根拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

2 申請者は、村長が前項の書類の提示を指示したときは、当該書類を提示しなければならない。

(代理受領)

第17条 申請者は、代理受領により補助金の交付を受けようとするときは、球磨村木造住宅建設補助金交付申請書又は完了実績報告書を村長に提出する際に、代理受領委任状(様式第13号)を村長に提出しなければならない。

(代理受領の変更等)

第18条 申請者は代理受領の内容を変更するときは、速やかに代理受領変更届(様式第14号)を村長に提出しなければならない。

2 申請者は、代理受領を中止しようとするときは、速やかに代理受領中止届(様式第15号)を村長に提出しなければならない。

(準用)

第19条 代理受領委任状の提出があつた場合において、補助金の請求及び交付については、第13条の規定を準用する。この場合において、同条中「申請者」とあるのは「代理受領者」と、同条第1項中「球磨村木造住宅建設補助金交付請求書(様式第10号)」とあるのは「代理受領補助金請求書(様式第16号)」と、同条第1項第1号中「補助対象事業に係る領収書の写し」とあるのは「実施した事業に係る申請者宛の請求書の写し及び実施した事業の費用から補助金額を差し引いた額の領収書の写し」と読み替えるものとする。

(雑則)

第20条 この要項に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要項は、令和5年6月5日から施行し、令和5年4月1日以後に建設工事に着手した住宅について適用する。

(球磨村木造住宅建設補助金交付申請書の提出等に関する経過措置)

2 この要項の施行の際、現に住宅の建設工事に着手している場合における第5条の規定による球磨村木造住宅建設補助金交付申請書の提出期限は、この要項の施行の日から60日以内とする。

3 この要項の施行の際、現に住宅の上棟が完了している場合は、申請者は、第9条第1項の規定にかかわらず、第6条第2項の規定による通知を受けた後速やかに球磨村木造住宅建設工事中間検査申請書に、第9条第1項各号に掲げる書類を添え

て村長に提出しなければならない。この場合において、村長は、当該申請書の受理後速やかに、第9条第2項に規定する書類、着手前及び上棟時の写真等により中間検査を行うものとする。